

## 後期高齢者医療保険料の納付方法を変更することができます

後期高齢者医療保険料を特別徴収（公的年金天引き）で納めていただいている方は、納付方法を特別徴収から普通徴収（口座振替）へ変更することができます。（変更には保険医療課へ申出書等の提出が必要です）

※確実な納付が見込めない方については、口座振替への変更が認められない場合があります。

### 〈必要書類〉

- ①口座振替依頼書のお客様控え（すでに口座振替手続き済みの方は不要です）
- ②印鑑（シャチハタ不可）
- ③申出書

※申出書は市役所所定の様式があります。

※手続き前に金融機関にて後期高齢者医療保険料としての口座振替依頼書の提出が必要です。

※口座振替依頼書の必要な方は保険医療課までお問い合わせください。

### 〈振替開始月〉

口座振替変更の開始月は、申出時期により異なります。

非課税者の保険料を課税者の口座振替による保険料の納付に変更した場合、課税者の社会保険料控除の額が増えることによって世帯全体でみた場合の所得税や市民税の額が少なくなる場合があります。

問保険医療課 医療保険年金係

☎42-5619 📠42-2130

## 固定資産税に係る住宅用地特例

空き家の全国的な増加が懸念される中、空き家の除却・適正管理を促進し空き家対策を進める観点から、管理不全な状態の空き家の存在する敷地に係る固定資産税等について必要な措置を講じることができます。

### 【必要な措置の概要】

市長が特定空き家等の所有者等に対して周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告した場合は、特定空き家等に係る敷地について固定資産税の住宅用地特例の対象から除外されます。

### 住宅用地特例

土地が建物の敷地になっている場合、住戸1戸につき敷地200㎡までの固定資産税を1/6に、200㎡を超える部分の固定資産税が1/3に軽減される措置。

### H29年度空き家バンク登録・成立状況(累計)

区分	9月末	10月末	H28年度まで
HP登録件数	54件	56件	
新規登録件数	28件	30件	
成立件数	15件	15件	103件
空き家利用希望者数	179人	189人	



問住宅政策課 住宅係（担当：宮根）

☎47-1202 📠47-1206

## 障害者の有料道路割引

障害者の有料道路割引制度があります。割引を受けるためには、社会福祉課または各支所窓口での事前登録手続きが必要です。

### 〈割引対象〉 次の①または②いずれかに該当する場合

- ①身体障害者手帳を所持する方が運転する場合
- ②第1種の身体障害者手帳または第1種の療育手帳を所持する方を乗せて、介助者が運転する場合。または障害者本人が運転する場合

### 〈割引対象自動車〉

自家用の「乗用自動車」「貨物自動車」「特殊用途自動車」「二輪自動車」

※所有者は本人または親族など制限があります。  
※登録できる自動車は障害者の方お一人につき一台です。

### 〈割引額〉

通常料金の半額

※本割引と重複して適用されない割引があります。

### 〈手続きに必要なもの〉

- ①身体障害者手帳または療育手帳
- ②自動車検査証または軽自動車届出済証
- ③運転免許証（障害者本人が運転する場合）  
ETC割引には次のものも必要です。  
○ETCカード（原則、障害者本人名義のもの）  
○ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETCセットアップ申込書・証明書など）

問社会福祉課 障害者福祉係

☎42-5615 📠42-2130

制度に関するお知らせ

## 市政情報

### ご自身の「マイナンバーカード」または「通知カード」はお持ちですか？

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策における各種手続きなど日常の様々な場面で、本人確認とともに、マイナンバー（個人番号）の記載・確認が求められています。いま一度、ご自身の「マイナンバーカード」または「通知カード」をご確認ください。

通知カードを紛失した場合のマイナンバー確認方法は以下の3通りがありますのでお早めにご手続きをお願いいたします。

#### ①マイナンバー記載の住民票

##### 〈手続き方法〉

本庁・支所にて受付

※本人及び同一世帯の方は即日発行可能です。

※別世帯員の方は、本人からの委任状・切手貼付の本人宛の返信用封筒を提出いただき、市役所から本人へ郵送します。

〈手数料〉350円/1通

〈必要書類〉本人確認書類（運転免許証など1点）

#### ②通知カードの再交付

本庁・支所にて申請後、3週間から1か月後に住民登録地へ郵送（簡易書留・転送不要）されます。

〈手数料〉500円/1通

〈必要書類〉本人確認書類（顔写真付きの確認書類であれば1点、顔写真無しの確認書類であれば2点。）

※代理（同一世帯外の方）での再交付の場合、委任

住民票	個人番号	12345678910
氏名	安藤高田 太郎	
生年月日	平成11年11月11日	
住所	広島県安芸高田市吉田町吉田791番地	

通知カード	
個人番号	0123 4567 8901
氏名	安藤高田 太郎
住所	広島県安芸高田市吉田町吉田791番地
平成11年11月11日生	性別 男
発行 平成27年10月00日	安藤高田市長

状等の書類が必要になります。

#### ③マイナンバー（個人番号）カードの申請

通知カードに同封された申請書に必要な事項を記入、顔写真貼付のうえ、返信用封筒に入れ郵便ポストに投函し、3週間から1か月後に届くマイナンバーカード受け取りのハガキを窓口にお持ちください。

〈手数料〉初回発行無料

※申請書と返信用封筒を紛失された場合や、氏名・住所に変更があった場合は、新しい申請書・返信用封筒を本庁・支所窓口でお渡しします。その際、本人確認書類（運転免許証等1点）をお持ちください。代理（同一世帯外の方）での申請書再発行の場合は、委任状が必要です。

※返信用封筒の差出有効期間が平成29年10月4日の場合でも、平成31年5月31日まで切手を貼らずに、そのまま使用することができます。

※マイナンバーを利用する手続き（税申告書、申請書等の提出）のときには、併せて本人確認をさせていただきますので、運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。

問総合窓口課 窓口係（担当：吉川）

☎42-5616 📠42-2130

問税務課 市民税係

☎42-5614 📠42-2130

### 森林法に関する「火入れ」には、事前の許可申請が必要です

条例により、市内の森林またはその周囲1キロメートルの範囲内にある土地で、雑草等を面的に焼却する場合には事前の許可申請が必要です。「火入れ」を行う期間の14日前までに「火入許可申請書」と、次の書類を添えて市長に提出してください。

- ・火入れを行おうとする土地および周囲の現況図、並びに防火設備の見取図
- ・承諾書（申請者以外が所有、管理する土地の場合）
- ・契約書の写し（契約に基づき火入れを行う場合）

#### 〈消防署長への事前届出が必要な場合〉

水稻病害虫の発生を防ぐ水田周辺のあぜ焼きを行う場合は、法や条例でいう「火入れ」には該当しないため、火入れ許可の申請は不要です。ただし、あぜ焼きを行う場合であっても、消防署長へ届出が必要となることがありますので（火災予防条例）消防署（☎42-3952）へお問い合わせください。

問農林水産課 林業水産係（担当：土井）

☎47-4022 📠42-1003